



宮 崎 県 公 報

平成30年11月8日(木曜日) 第 3045 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

告 示	頁
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定…………… (障がい福祉課) 1	
○指定障害福祉サービス事業者の指定…………… (“) 1	
○指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)の指定の辞退…………… (“) 1	
○民有林の保安林の指定予定(2件)…………… (自然環境課) 1	
○民有林の保安林の指定…………… (“) 2	
○保安林の指定施業要件の変更…………… (“) 2	
○急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… (砂防課) 2	

○宮崎県屋外広告物条例の規定により知事が指定する禁止物件、禁止地域等の一部を改正する告示…………… (都市計画課) 2	
公 告	
○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見(4件)…………… (商工政策課) 3	
○県営土地改良事業に係る換地処分…………… (農村整備課) 4	
○宮崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更…………… (水産政策課) 4	
病院局公告	
○入札公告…………… 8	

告 示

宮崎県告示第 853号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第 283号)第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

平成30年11月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

医師の氏名	従事する医療機関		診療科目	指定年月日
	名 称	所在地		
大塚 記史	医療法人大	西都市	整形外科	平成30年11

和会
大塚病院
月1日

宮崎県告示第 854号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

平成30年11月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名 称	所在地	名 称	所在地		
4510400379	カームハウス	日南市大字星倉松前1906番10	有限会社ゆめや	日南市大字星倉字加江田給 154番地3	平成30年11月1日	短期入所

宮崎県告示第 855号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号)第65条の規定により、育成医療及び更生医療を行う次の指定自立支援医療機関は、その指定を辞退した。

平成30年11月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	所在地	担当する医療の種類	変 更 年月日
佐藤クリニック	西都市	西都市妻町3丁目 128番地	腎臓	平成30年11月25日

宮崎県告示第 856号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成30年11月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町西郷田代字長谷93
51-1、9351-3、9360-1、9360-3

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第857号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成30年11月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町西郷田代字赤石1
1062-1、11063-1、11063-3、11063-5、11063-6、
11063-10、字登り尾 11609-1、11609-3、11609-5、1
1609-7

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第858号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成30年11月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林の所在場所 日向市東郷町山陰字日野平乙2270-10、乙
2340-10、字藤ノ木乙2344-3、乙2347

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第859号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成30年11月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示(重要流域(平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。))に係るものを除く。)で定めるところによる。

昭和42年6月9日宮崎県告示第458号、昭和42年12月15日宮崎県告示第974号、昭和44年3月4日宮崎県告示第162号、昭和50年9月26日宮崎県告示第1308号、昭和54年1月30日宮崎県告示第112号、昭和55年6月18日農林水産省告示第897号、昭和59年2月24日宮崎県告示第237号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び関係農林振興局並びに関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第860号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成30年11月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 上岩戸小地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱4号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱4号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標柱の存する土地
1	西臼杵郡高千穂町大字上岩戸字北ノ平 532番1
2	” ” ” ” 535番1
3	” ” ” ” 535番1
4	” ” ” 字森ノ平 478番5

宮崎県告示第861号

<p>平成30年9月6日</p> <p>3 意見の概要 意見なし</p> <p>4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 平成30年11月8日から平成30年12月10日まで</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、都城市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>平成30年11月8日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 タイヨー都城郡元店 都城市郡元町4632番地4</p> <p>2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日 法第6条第1項の規定による届出 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更 平成30年9月6日</p> <p>3 意見の概要 意見なし</p> <p>4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 平成30年11月8日から平成30年12月10日まで</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、都城市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>平成30年11月8日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 タイヨー蓑原店 都城市蓑原町2363番1号</p> <p>2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日 法第6条第1項の規定による届出 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更 平成30年9月6日</p> <p>3 意見の概要 意見なし</p> <p>4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間</p>	<p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 平成30年11月8日から平成30年12月10日まで</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、都城市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>平成30年11月8日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 タイヨー高城店 都城市高城町穂満坊 851番地</p> <p>2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日 法第6条第1項の規定による届出 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名の変更 平成30年9月6日</p> <p>3 意見の概要 意見なし</p> <p>4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 平成30年11月8日から平成30年12月10日まで</p> <hr/> <p>土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、第2内山地区5換地区県営土地改良事業(宮崎市、県営経営体育成基盤整備事業)に係る換地処分をした。</p> <p>平成30年11月8日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <hr/> <p>海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号。以下「法」という。)第4条第7項の規定により、宮崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のように変更した。</p> <p>平成30年11月8日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針</p> <p>(1) 本県の水産業は、生産量及び生産額ともに全国第14位(平成28年)の漁獲実績を示している。県内においては、地域的に水産業を中核とした関連産業が発達した地域があり、重要な産業となっている。</p> <p>(2) また、本県にとって水産業は、宮崎県総合計画(未来みやざき創造プラン)の中でも重要な位置付けであり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。</p> <p>(3) 本県水域は、日向灘沖を黒潮が流れ、沿岸には豊後水道からの内海系水が南下しており、黒潮周辺海域では黒潮に乗って回遊する魚類の、沿岸域では浮魚類あるいは根付け資源等の好漁</p>
--	---

場が形成されている。

- (4) 我が国周辺水域における漁業資源の水準については、近年、全体としておおむね安定的に推移しているが、低位水準にとどまっている資源や、資源水準が悪化している資源もみられ、本県海域における海洋生物資源も低水準、減少傾向にあるものが多くみられる。
- (5) 今後ともこのような状況が継続すれば、県民及び国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域の経済の発展への重大な支障となるおそれがある。
- (6) このため、従来も種苗放流、漁業の管理等を通じた資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところであるが、更に海洋資源の適切な保存及び管理を図るため、法第3条第1項の基本計画により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量について、適切な管理措置を講じることとする。
なお、くろまぐろに関する本県の保存管理措置については、別に定める。
- (7) また、宮崎県における水産資源の利用及び管理に関する基本方針に基づき、水産資源の利用及び管理を推進することとする。
- (8) その他、漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等の実効措置を講じるため、他県入漁船を含め、第1種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めるものとする。
- (9) さらに、海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制（法第13条第2項に規定する協定を締結することにより、海洋生物資源の保存及び管理を図ることをいう。以下同じ。）の活用等により、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。
- (10) なお、本県における漁獲可能量においては、他県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第1種特定海洋生物資源ごとの管理の対象となる期間及び知事管理量は、下表のとおりとする。

第1種特定海洋生物資源の期間別に定める数量	平成29年		平成30年	
	まさば及びごまさば	26,000トン	10,000トン	
まいわし	若干	37,000トン		
まあじ	若干		若干	

(注) 「平成29年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成29年7月から平成30年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成29年1月から平成29年12月までである。「平成30年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成30年7月から平成31年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成30年1月から平成30年12月までである。

3 第1種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

第1種特定海洋生物資源ごとの知事管理量について、採捕の種類別及び期間別に定める数量は、下表のとおりとする。

なお、海域別の数量は、定めない。

また、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

採捕の種類	中型まさ網漁業及び小型まさ網漁業		
		平成29年	平成30年
第1種特定海洋生物資源の期間別に定める数量	まさば及びごまさば	25,532トン	9,686トン
	まいわし	若干	36,748トン
	まあじ	若干	若干

(注) 「平成29年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成29年7月から平成30年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成29年1月から平成29年12月までである。「平成30年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成30年7月から平成31年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成30年1月から平成30年12月までである。

4 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【まいわし】

中型まさ網漁業及び小型まさ網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制の普及及び定着を図ることとし、海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則（平成8年宮崎県規則第53号。以下「規則」という。）の規定に基づき漁獲実績の報告を求め、漁獲実績が配分量以下となるよう指導することとする。

また、原則として現在のまさ網漁業許可隻数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあっては、まいわしの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

【まさば及びごまさば】

中型まさ網漁業及び小型まさ網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制の普及及び定着を図ることとし、規則の規定に基づき漁獲実績の報告を求め、漁獲実績が配分量以下となるよう指導することとする。

また、原則として現在のまさ網漁業許可隻数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあっては、まさば及びごまさばの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

【まあじ】

中型まさ網漁業及び小型まさ網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制の普及及び定着を図ることとし、規則の規定に基づき漁獲実績の報告を求め、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の実績程度となるよう努めることとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあっては、まあじの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- (1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の充実・強化を更に進めることとする。
 - (2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。
- 6 指定海洋生物資源の保存及び管理に関する事項
本県においては該当なし

宮崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の別に定めるくろまぐろについて

1 くろまぐろの保存及び管理に関する方針

- (1) 本県においてくろまぐろは、主にひき縄漁業や釣り漁業、定置漁業などにより漁獲されている。その中において、同資源の保存及び管理を通じて安定的で持続的な利用を図るために、国の基本計画により決定された漁獲可能量のうち本県の知事管理量について、本県の漁業実態に応じた適切な管理措置を講じる。
- (2) また、本県の知事管理量を適切に管理するためには、くろまぐろの採捕の数量を的確に把握する必要があることから、採捕の数量の報告体制を整備し、適切な報告がなされるよう漁業者等の指導・確認を行うものとする。併せて、採捕の数量が積み上がり本県の知事管理量に近づいた場合は、この旨を直ちに公表するとともに、早期にその是正措置を講じるものとする。
- (3) さらに、管理を適切に行っていくためには、くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、国又は関係都道府県との連携の下、本県水産試験場の資源調査体制の充実強化を図る。
- (4) これらのほか、本県の知事管理量の遵守を図るため、漁業者協定の締結等を促進し、本県の管理措置と相まった漁業者による自主的な漁獲管理の取組を行うものとする。

2 くろまぐろの漁獲可能量について宮崎県の知事管理量に関する事項

第4管理期間（平成30年7月1日から平成31年3月31日まで）におけるくろまぐろの知事管理量は、次の表のとおりである。

区 分	知事管理量	留保する量
30キログラム未満のもの（以下、「小型魚」という。）	15.5トン	うち 1.6トンを本県の留保とする
30キログラム以上のもの（以下、「大型魚」という。）	7.6トン	うち 1.6トンを本県の留保とする

我が国全体の小型魚又は大型魚の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、上表の本県の知事管理量が消化されていない場合であっても、その時点における本県の採捕の数量をもって、上表の本県の知事管理量とする。

3 くろまぐろの知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別又は期間別の数量に関する事項

- (1) 採捕の種類別の割当量について
2に掲げる知事管理量の小型魚における採捕の種類別に定める割当量は、次の表のとおりとし、大型魚は採捕の種類別に定められないものとする。

採捕の種類	小型魚
本県の漁船漁業等の割当量	9.6トン
本県の定置漁業の割当量	4.3トン

(注) 漁船漁業等とは、定置漁業以外の漁業をいう。

- (2) 採捕の種類別の数量を期間別の数量に分けた割当量について
(1)に掲げる小型魚における採捕の種類別の割当量を期間別に分けて定める割当量は、次の表のとおりとし、大型魚は採捕の期間別に定められないものとする。

なお、各期間別の未消化数量については、全数量を次の期間へ充当することとし、期間別の割当量に変更したときは、速やかに公表し、各漁業協同組合へ通知する。

採捕の期間	漁船漁業等	定置漁業
本県の採捕の種類別の割当量	9.6トン	4.3トン
うち7月～9月	2.0トン	0.4トン
10月～12月	4.2トン	3.5トン
1月～3月	3.4トン	0.4トン

本県の採捕の数量が採捕の種類別又は期間別の割当量を超えるおそれが著しく大きいと認める場合は、定めた採捕の種類ごと又は期間ごとに法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止等の命令を発出する。

4 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

- (1) 緊急報告体制について

- ① 各漁業協同組合は、急激な採捕の積み上げに備え、小型魚及び大型魚の別に次に掲げる報告基準に該当する場合は、土日祝祭日を問わず速やかに県に一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。

採捕の種類	報告基準
漁船漁業等	割当量の8割を消化するまで 1日1隻当たり 100キログラムを超える量の採捕 割当量の8割を超えて消化した場合 1日1隻当たり50キログラムを超える量の採捕
定置漁業	割当量の8割を消化するまで 1日1か統当たり 100キログラムを超える量の採捕 割当量の8割を超えて消化した場合 1日1か統当たり50キログラムを超える量の採捕

(注) 割当量とは、小型魚にあつては採捕の種類別の割当量をいい、大型魚にあつては知事管理量をいう。

- ② ①の県への一報は、次に掲げる流れにより行うものとする。

ア 漁業者の段階

漁業者は、①の数量の漁獲があった場合、当日中に当該漁業者が所属する漁業協同組合（以下「所属漁業協同組合」という。）に採捕の数量報告を行う。

イ 漁業協同組合の段階

所属漁業協同組合は、①の該当事案を認めた場合、県水産政策課へ電話連絡を行うとともに、管内の他の漁業者に対し同様の事例の有無を確認し、その有無についても県水産政策課へ電話連絡を行う。

また、県は、①の事案について、県内の全ての漁協に注意喚起のため、FAX連絡を行うこととする。

③ ①の緊急報告による急激な採捕があった場合に直ちに当該関係漁業者が取り組む緊急の管理措置は、次表のとおりとする。

また、県は、当該採捕の数量報告を受けた場合、次表の緊急の管理措置が実施されているか確認し、必要な指導を行うものとする。

漁業種類	緊急の管理措置
漁船漁業等	当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量漁獲があった旨の緊急連絡を行う。 本県の残枠が判明するまでの間は、当面、生存個体の放流、くろまぐろを漁獲することを目的とした操業の自粛、漁業協同組合の荷受け自粛を行う。
定置漁業	当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量入網があった旨の緊急連絡を行う。 本県の残枠が判明するまでの間は、当面、生存個体の放流、漁業協同組合の荷受け自粛を行う。

(注) 急激な採捕が小型魚のみの場合は小型魚のみを対象として管理措置を実施し、大型魚のみの場合は大型魚のみを対象として管理措置を実施することとする。

④ 県は、小型魚及び大型魚の別に1日1トンを超える採捕の数量報告があった場合は、当該採捕の数量を国に報告する。

(2) 採捕の数量の公表等について

① 県は、法第8条第2項の規定に基づき、本県の採捕の数量が知事管理量を超えるおそれがあると認める場合として、2又は3の数量(留保の数量を除く。)の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で、当該採捕の数量を公表するものとする。

② また、採捕の数量が我が国全体の小型魚又は大型魚別の漁獲可能量の7割を超え、又は超えるおそれが著しく大きいと認める時点で、農林水産大臣から当該採捕の数量が公表される。この際、当該公表がされた時点で①の公表がされていない場合は、農林水産大臣の当該採捕の数量の公表をもって①の公表とする。

(3) 早期是正措置について

県は、(2)の採捕の数量の公表後、速やかに法第9条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告を内容とする次に掲げる早期是正措置を管内の漁業者等に対し講じるものとする。

① 漁船漁業等(小型魚)

ア 割当量の7割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・漁業者は、1日1隻当たり80キログラムを採捕の上限とし、80キログラムを超える量の採捕があった場合には、漁場移動を行う等により、小型魚の漁獲を回避する。
- ・漁業者は、生存個体を放流する。
- ・県は、これらの措置の実施を助言する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

イ 割当量の8割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・漁業者は、1日1隻当たり40キログラムを採捕の上限とし、40キログラムを超える量の採捕があった場合には、漁場移動を行う等により、小型魚の漁獲を回避する。
- ・漁業者は、生存個体を放流する。
- ・県は、これらの措置の実施を指導する。併せて、所属漁

業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

ウ 割当量の9割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・漁業者は、くろまぐろを漁獲することを目的とした操業を自粛する。
- ・漁業者は、くろまぐろの採捕をやむを得ない混獲のみとする。
- ・漁業者は、生存個体を全て放流する。
- ・県は、これらの措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

② 定置漁業(小型魚)

ア 割当量の7割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・漁業者は、1日1か統当たり80キログラムを採捕の上限とし、80キログラムを超える採捕のおそれがある場合には、生存個体を放流する。
- ・県は、これらの措置の実施を助言する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

イ 割当量の8割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・漁業者は、1日1か統当たり40キログラムを採捕の上限とし、40キログラムを超える採捕のおそれがある場合には、生存個体を放流する。
- ・県は、これらの措置の実施を指導する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

ウ 割当量の9割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・漁業者は、くろまぐろの入網がないことを確認し、網起こしを行う。
- ・漁業者は、くろまぐろの入網がある場合には、生存個体を全て放流する。
- ・県は、これらの措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

③ 大型魚

知事管理量の7割を超えるおそれがあると認めるとき。

なお、次に掲げる取組は、知事管理量の9割を超えるおそれがあると認めるときまで継続して実施する。

- ・漁船漁業等では、漁業者は、くろまぐろを漁獲することを目的とした操業を自粛し、くろまぐろの採捕はやむを得ない混獲のみとする。
- ・定置漁業では、漁業者は、くろまぐろの入網がないことを確認し、網起こしを行う。
- ・漁業者は、生存個体を全て放流する。
- ・県は、これらの措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

(4) 協定の締結について

県は、法第13条第2項の規定に基づく協定の締結に向け、各漁業協同組合と検討準備を進める。具体的には、本年中に「くろまぐろ資源管理協議会」(仮称)を立ち上げるものとし、第5管理期間内の締結を目指す。

(5) 遊漁(遊漁者及び遊漁船業者)の管理について

① 県は、管内の漁船漁業等を営む漁業者へ管理の取組を指導した場合は、管内の遊漁船業者に対しても同様の指導を行うものとする。この場合、県は、国に対し、当該指導内容を速やかに報告するものとする。

② 特に、プレジャーボート等を利用した採捕の実態が必ずしも明らかでないことから、県は、国と協力しつつ、各釣り団体のホームページやテレビ等の媒体を通じ、くろまぐろの管

理状況や漁業者の取組への理解と協力の呼びかけを行うものとする。

5 その他くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項

(1) 第 4 管理期間までの小型魚の超過分の差し引き等について

第 2 管理期間の超過量については、差し引きがない場合の漁獲枠の 2 割（2.9 トン）を上限として 9 年間にわたって分割して差し引くこととしている。ただし、第 4 管理期間は管理期間が 9 か月間であることから、漁獲枠超過量の差し引き量も 9 か月分に按分した 2.5 トン（表 1 の第 3 欄）とする。

なお、本県の第 3 管理期間の未消化数量 6.5 トン（表 1 の第 4 欄）は、第 5 管理期間以降の差し引きに充当することとし、第 5 管理期間以降の差し引き量の合計を 12.7 トン（表 1 の第 5 欄）とする。また、第 4 管理期間の未消化数量については、第 5 管理期間以降の差し引き分に充当する。

表 1 第 2・第 3 管理期間の差し引き及び充当数量の表

第 2 管理期間超過 量合計	第 3 管理期 間期首の差 し引き済み 量	第 4 管理 期間期首 の差し引 き量	第 3 管理期間 の未消化数量 による繰り上 げ返済分	第 5 管理期 間以降の差 し引き量合 計
24.6 トン	2.9 トン	2.5 トン	6.5 トン	12.7 トン

表 2 第 4 管理期間以降の本県の小型魚の漁獲可能数量の表

	本県全体の 差し引き数量	差し引き後の 本県漁獲可能数量
第 4 管理期間 (2018 年)	2.5 トン	10.2 トン
第 5 管理期間 (2019 年)	1.9 トン	12.8 トン
第 6 管理期間 (2020 年)	1.9 トン	12.8 トン
第 7 管理期間 (2021 年)	1.9 トン	12.8 トン
第 8 管理期間 (2022 年)	1.9 トン	12.8 トン
第 9 管理期間 (2023 年)	1.9 トン	12.8 トン
第 10 管理期間 (2024 年)	1.9 トン	12.8 トン
第 11 管理期間 (2025 年)	1.3 トン	13.4 トン

(2) 採捕の停止命令について

- ① 本県の採捕の数量が 2 の知事管理量の 9 割 5 分を超える時点で、法第 10 条第 2 項の規定に基づく採捕の停止命令をする。
- ② 本県の採捕の数量が 3 の採捕の種類別又は期間別の数量の 9 割 5 分を超える時点で、法第 10 条第 2 項の規定に基づく採捕の停止命令をする。
- ③ 遊漁者による採捕の数量は知事管理量に含まれるため、本県知事の採捕の停止命令（法第 10 条関係）が出された場合は、本県の水面での遊漁者も命令対象者であり、管内の漁船漁業等を営む漁業者に対し管理の取組を指導した場合は、同様の指導を行う。

病院局公告

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成 30 年 11 月 8 日

県立延岡病院長 柳 邊 安 秀

1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量 循環器動画像ネットワークシステム一式（設置に必要な工事等を含む。）
- (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 平成 31 年 3 月 15 日
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 (1) の購入物品について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する金額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - ア 平成 30 年宮崎県告示第 330 号に規定する資格を有する者で、業種が物品に関する業種で、営業種目が医療・理化学機器類のものであること。
 - イ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 39 条第 1 項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。
 - ウ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
 - エ 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを契約担当者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
 - オ 宮崎県知事からの物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和 46 年宮崎県告示第 93 号）に基づく資格停止（以下「資格停止」という。）を受けていないこと。

なお、既に入札参加の申し出を行っている者は、資格停止を受けたときから入札に参加することはできない。

- カ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て（以下これらを「申立て」という。）がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていないものとする。

- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ及びエの資格要件を満たすことを証明できる書類を平成 30 年 12 月 11 日までに県立延岡病院医事・経営企画課に提出しなければならない。ただし、上記提出期限を超過しても入札書の提出期限までは当該書類を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- 3 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所 県立延岡病院医事・経営企画課財務担当
延岡市新小路2丁目1-10
郵便番号 882-0835 電話番号0982 (32) 6181
 - (2) 期間 平成30年11月8日から平成30年12月18日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
- 4 入札説明書の交付場所及び交付期間
- (1) 交付場所 県立延岡病院医事・経営企画課財務担当
 - (2) 交付期間 平成30年11月8日から平成30年12月18日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
- 5 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所 県立延岡病院医事・経営企画課財務担当
 - (2) 提出期限 平成30年12月18日午後5時
 - (3) 提出方法 持参又は送付(送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)によること。
- 6 開札の場所及び日時
- (1) 場所 県立延岡病院2階会議室(地域医療センター)
 - (2) 日時 平成30年12月19日午後1時30分
- 7 入札保証金
- 入札保証金については、病院局財務規程(平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号)第81条の規定による。
- 8 入札の無効に関する事項
- 病院局財務規程第107条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- 9 落札者の決定方法
- 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- 10 契約に関する事務を担当する部局等
- 県立延岡病院医事・経営企画課財務担当
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 12 その他
- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
 - (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
 - (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Cardiovascular Video network System 1 set.
 - (2) Time Limit for Tender: 5:00 p.m. 18 December, 2018
 - (3) Contact Point for the Notice: Medical Affairs, Management, and Planning Division, Prefectural Nobeoka Hospital, 2-1-10 Shinkouji Nobeoka City, Miyazaki Prefecture, 882-0835 Japan. TEL: 0982-32-6181

--	--